

○ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例

(平成4年9月1日)
(条例第6号)

改正 平成8年8月23日 条例第6号
平成12年3月1日 条例第2号
平成14年2月26日 条例第1号
平成14年5月28日 条例第4号
平成22年3月8日 条例第1号
平成22年10月5日 条例第5号
平成29年3月15日 条例第2号
令和元年12月9日 条例第3号
令和4年6月6日 条例第2号
令和4年11月28日 条例第5号
令和4年11月28日 条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き再度の任用をされないことが明らかでない非常勤職員

イ 当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任用をされることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) 臨時的に任用される職員

(3) ふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例(昭和59年ふじみ衛生組合条例第4号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(4) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日

(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休業又はふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成8年ふじみ衛生組合条例第3号)。以下「勤務時間条例」という。)第15条第1項その他の規定による産前産後休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合

であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、組合規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、組合規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしてい

る場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として組合規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (6) 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当すること。
- (7) 任期を定めて任用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の初日とする育児休業をしようとすること。
(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(期末手当等の支給)

第5条の2 ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年ふじみ衛生組合条例第5号。以下「給与条例」という。)第18条第1項及びふじみ衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年ふじみ衛生組合条例第2号)第9条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(組合規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(部分休業をすることができない職員)

第6条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日ごとの勤務時間を考慮して、組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)とする。

(部分休業の承認)

第7条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日

につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間を承認されている場合については、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をする職員の給与の減額)

第8条 職員(非常勤職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第5条第1項に規定する給与期間ごとに、その勤務しない時間を合計した時間1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該非常勤職員に支給する報酬の額(給与条例第9条に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第10条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第11条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年8月23日条例第6号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年2月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

第2項から第6項まで (省略)

附 則 (平成14年5月28日条例第4号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第143号。以下「改正法」という。)の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員(この条例の施行の際、現に育児休業をしている職員を除く。)については、改正法の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則 (平成22年3月8日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

2 (省略)

3 平成22年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「6月以内」とあるのは、「3月以内」とする。

附 則 (平成22年10月5日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成22年6月30日から適用する。

附 則 (平成29年3月15日条例第2号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月9日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (令和4年6月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年11月28日条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(後略)

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 管理者は、この条例の施行の日(以下この条から附則第7条までにおいて「施行日」という。)前にこの条例による改正前のふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第5条までにおいて「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第8条までにおいて「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 管理者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の組合規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該組合規則で定める職にあつては、組合規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条・第4条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 (省略)

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 (省略)

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 (省略)

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

第10条 (省略)

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第11条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する経過措置)

第12条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例第5条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(ふじみ衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例に関する経過措置)

第14条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 (省略)

附 則 (令和4年11月28日条例第6号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の適用の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。